

## 消防団「観閲式」を開催します

恒例の消防団観閲式を開催します。ぜひこの機会に、火災、水害などの災害から私たちの「大切な命」を守る消防団の活動をご覧ください。

### 日時

3月8日(日)10時～12時

### 場所

半田市職員駐車場

※雨天の場合は、市役所大会議室で実施します。

### 式典内容

#### ◆観閲

◆訓練など（中隊訓練、操法訓練、分列行進、一斉放水訓練）

#### ◆表彰

### 問い合わせ

防災交通課

☎0626



消防団員  
募集中



## 3月1日(日)～3月7日(土) 春の火災予防運動を行っています

毎年、火災が発生しやすいこの時期に火災予防運動を実施しています。**火災について**

2019年の知多中部管内（半田市、阿久比町、武豊町、東浦町）では、80件の火災が発生しました。火災による負傷者は8名、死者は7名です。昨年と比較して火災の件数は増加しました。少しの油断から火災は発生しますので、火気の取り扱い等に十分注意してください。

### 2019年出火原因

◆1位 たき火 ◆2位 火入れ  
◆3位 放火及び放火の疑い

たき火や火入れが原因で発生した火災の多くは、風の影響で大きく燃え広がったり、周囲の枯れ草などに火の粉が飛んだりしたことで発生しています。空気が乾燥して風が強いときは、屋外で火を使うことをやめましょう。また、家の周囲を明るくし、不要な可燃物を置かない、物置や空き家には鍵をかけるなど、放火されない環境を作りましょう。

### 小規模な飲食店にも

**消火器具の設置が義務化されました**

令和元年10月1日から火を使用するすべての飲食店に消火器具の設置が必要となりました。

### ◆改正概要

延べ面積150㎡未満の火を使用する設備または器具（防火上有効な措置が講じられたもの（※）を除く）を設けた飲食店等についても消火器具の設置が義務付けられました。

※調理油過熱防止装置、自動消火装置、または圧力感知安全装置等（その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置）

### ◆消火器具設置後

6か月ごとに点検し、1年に1回消防署へ点検結果報告書の提出が必要です。

### 問い合わせ

知多中部広域事務組合消防本部  
予防課 ☎01491

## ハンセン病患者家族に 補償金が支給されます

令和元年11月22日に、「ハンセン病患者者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、ハンセン病患者の御家族の方々に補償金が支給されることになりました。

### 補償金額・対象者

◆180万円

・配偶者  
・親、子

・1親等の姻族等であって、ハンセン病歴のある方と同居していた方  
◆130万円

・兄弟姉妹  
・祖父母、孫であって、ハンセン病歴のある方と同居していた方  
・2親等の姻族等であって、ハンセン病歴のある方と同居していた方  
・曾祖父母、ひ孫、おじ、おば、おい、めい、であって、ハンセン病歴のある方と同居していた方

### 問い合わせ・請求窓口

厚生労働省補償金担当窓口  
☎03-3595-2262

## 愛知県収入証紙の 購入について

愛知県の許認可等の申請をする際に必要となる愛知県収入証紙は、会計課（1階2番窓口）でも購入できますので、ご利用ください。  
※証紙の詳細は、愛知県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/sos/hiki/kaikei/000006604.html>

※市民交流センターは、旅券申請用のみの販売です。

### 問い合わせ

会計課

☎0690

